

NO. 1855  
2019.11.25  
毎週月曜日発行

# みよし民商ニュース

発行 三次民主商工会  
〒728-0013  
三次市十日市東3-10-1  
ホームページ  
<http://www41.tiki.ne.jp/~miyosimineyo/>  
メールアドレス  
[miyosimineyo@www41.tiki.ne.jp](mailto:miyosimineyo@www41.tiki.ne.jp)

## 自社に合っているか導入を視野に! キャッシュレス決済学習会

11月13日、要求運動部は、今話題となっているキャッシュレス決済の学習会を、昼と夜に開催。ペイペイの武内さんに講師をお願いしました。

この学習会は、キャッシュレス決済の需要が高まっており、またその利便性と商売向上につなげるため、会員から話を聞きたいと要望があったので要求運動部が開催しました。



参加者から「来年の6月まで使ってみようかしら」「飲食店では支払いはキャッシュレスがほとんど」「うちの会社には費用対効果が...」などの感想が上がっていました。



昼の部



### 婦人部特別企画 女子会をしてみませんかキャンペーン 2020年3月末まで

業者婦人は商売や家事で忙しく、「なかなか息抜きができない」「交流ができない」そんな婦人部員に女子会を開ける取り組みを企画しました。婦人部員がいる会員に下記の引換券を入れた封筒をお渡じします!

女子会引換券1,000円分  
(見本)



### 東日本災害 被災者へ義援金 を!

台風15号や19号で甚大な被害となった東日本の被災会員に義援金送るため、今週号に義援金袋を同入しています。

仲間を助けるため、ご協力をお願いします。

1人の会員が1人の読者を増やしましょう。

三次 (0824) 62-3535  
FAX (0824) 62-1654

●『一人はみんなのために、みんなは一人のために』力を合わせて商売とくらしを守りましょう。

広島県青協&民商青年部主催  
**税制で商売をつぶすな!  
消費税学習会**  
**11月25日(月)  
18時30分~**  
**三次まちづくりセンター**

**書いて集めて自治体へ  
業者実態アンケート**  
11月から支部会や班会で『2019年三次民商・中小業者緊急実態アンケート』を集めています。  
消費税が10月から上がり、中小業者はダイレクトに影響を受けています。その実態を年明け1月に行う予定の自治体交渉に活かしたいと思います。  
要望項目もなるべく反映させたいと思いますのでご協力を!  
締め切りは12月末です。

<b>年末調整点検会</b>	<b>高田事務所</b>	<b>午後3時~5時</b>	<b>12月13日(金)</b>	<b>年末調整学習会</b>
<b>三次民商事務所</b>	<b>午後2時~5時半</b>	<b>12月23日(月)</b>		

## シリーズ 年末調整のしかた

年末調整をするまでにこれを準備しましょう。

- 『平成31年(2019年)分 源泉徴収簿』に給料の支払日、支給額、社会保険料、源泉所得税を書き入れましょう。

※支給額は交通費を除いた金額です。

- 『平成31年(2019年)分 給与所得者の扶養控除(異動)等申告書』『令和元年分 給与所得者の配偶者控除等申告書』『令和元年分 給与所得者の保険料控除申告書』の3枚を従業員に渡し、書き入れてもらいましょう。

※各申告書には正確な数字が必要となります。「配偶者や家族の給与額がわからない」または「教えてもらえない」といった場合は、正確な数字がわからないので、配偶者控除や扶養控除の計算はできません。

※本年中途で他社から転職してきた人の年末調整は、最終的に(12月31日)に在籍した会社が前会社での給与と一緒に年末調整をすることになるので、前会社から支給された『給与所得の源泉徴収票』を持ってきてもらいましょう。

※公的機関からの休業補償金は非課税となるので、年末調整の対象に含める必要はありません。

※妻が契約者となっている生命保険の保険料であっても、妻に所得がないなどのため、夫が実際にその保険料を支払っていることが明らかなものは夫について生命保険料控除が受けれます。

※住宅借入金特別控除を受けようとする従業員には『住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書』と『住宅借入金等特別控除申告書』が必要となります。